

改
正
案

現
行

（保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け）

第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める

ものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 顧客から保護預りをしている有価証券が次に掲げるいずれかの有価証券（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き所有するためには、当該有価証券を担保として行う金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円（当該貸付けの時における当該有価証券の時価の範囲内に限る。次号において同じ。）を超えないもの

イへ（略）

ト 投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）若しくは投資法人

債券（同条第十八項に規定する投資法人債券をいう。第百七

一条第十六項第三号並びに第一百五十三条第一項第四号ハ及びニに

おいて同じ。）又は外国投資証券（同法第二百二十条第一項に

規定する外国投資証券をいう。第百十七条第十六項第三号にお

（保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け）

第六十五条 法第三十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める

ものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 顧客から保護預りをしている有価証券が次に掲げるいずれかの有価証券（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き所有するためには、当該有価証券を担保として行う金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が当該有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円（当該貸付けの時における当該有価証券の時価の範囲内に限る。次号において同じ。）を超えないもの

イへ（略）

ト 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券

いて同じ。)

チ
（略）

二
（略）

（禁止行為）

第一百七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇二十一
（略）

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十二条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この号、次号及び第二百三十二条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）又は特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行

チ
（略）

二
（略）

（禁止行為）

第一百七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇二十一
（略）

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十二条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下この号、次号及び第二百三十二条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する株券（時価新株予約権証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）又は特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行

うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧説若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

イヽホ （略）

二十三ヽ三十四 （略）

2
15
（略）

16 第一項第二十九号又は第三十号の実預託額、同項第二十九号の約定時必要預託額及び同項第三十号の維持必要預託額は、次の各号に掲げる有価証券関連店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める有価証券関連店頭デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第二十九号の規定の適用については、同号中「当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を」とあるのは「当該顧客が行っている有価証券関連店頭デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

うものに限る。以下この号において同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧説若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに関し行う次に掲げる行為

イヽホ （略）

二十三ヽ三十四 （略）

2
15
（略）

16 第一項第二十九号又は第三十号の実預託額、同項第二十九号の約定時必要預託額及び同項第三十号の維持必要預託額は、次の各号に掲げる有価証券関連店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める有価証券関連店頭デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第二十九号の規定の適用については、同号中「当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を」とあるのは「当該顧客が行っている有価証券関連店頭デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

一・二 (略)

三 債券関連店頭デリバティブ取引（法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）、投資法人債券若しくは外国投資証券で投資法人債券に類する証券を対象とする有価証券関連店頭デリバティブ取引又はこれに類似する取引をいう。以下この条において同じ。）複数の債券関連店頭デリバティブ取引

四 (略)

17
17
22 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・三 (略)

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹事会社となること。

イ 金融商品取引所において六月以上継続して上場されている株券（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社の全て

一・二 (略)

三 債券関連店頭デリバティブ取引（法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券若しくは外国投資証券で投資法人債券に類する証券を対象とする有価証券関連店頭デリバティブ取引又はこれに類似する取引をいう。以下この条において同じ。）複数の債券関連店頭デリバティブ取引

四 (略)

17
17
22 (略)

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・三 (略)

四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹事会社となること。

イ 金融商品取引所において六月以上継続して上場されている株券（新設合併又は株式移転により設立された株式会社（当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべ

が株式会社であり、かつ、それらの発行していた株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が六月に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株券がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものを合算した期間が六月以上であるものを含む。）又は金融商品取引所において六月以上継続して上場されている投資証券（新設合併により設立された投資法人（当該新設合併により消滅した全ての投資法人の発行していた投資証券が当該新設合併に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する投資証券が当該新設合併に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が六月に満たないものであつて、当該上場を廃止された株券がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものを合算した期間が六月以上であるものを含む。）であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

(1) 上場日（金融商品取引所に上場されている株券又は投資証

てが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。）のうちその発行する株券が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が六月に満たないものであつて、当該上場を廃止された株券がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものを合算した期間が六月以上であるものを含む。）であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

（1）上場日（金融商品取引所に上場されている株券に該当する掲げる要件のいずれかを満たすもの

券に該当することとなつた日をいう。(2)及び(3)において同じ。)が発行日(当該有価証券の引受けに係る有価証券が発行される日をいう。(2)及び(3)並びにハ(3)において同じ。)の三年六月前の日以前の日である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券又は発行済投資証券について、当該発行日前六月のいずれかの日(イ及びハにおいて「算定基準日」という。)以前三年間の取引所金融商品市場における売買金額(2)及び(3)において単に「売買金額」という。)の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日、当該算定基準日の属する年(以下(1)及び(2)において「算定基準年」という。)の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額(取引所金融商品市場における時価総額をいう。(2)及び(3)において同じ。)の合計を三で除した額が百億円以上であること。

(2) 上場日が発行日の三年六月前の日後の一ヶ月前(前)の日以前の日である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券又は発行済投資証券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除した額が百億円以上であること。

(3) 上場日が発行日の二年六月前の日後の一ヶ月である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券又は発行済投資

こととなつた日をいう。イにおいて同じ。)が発行日(当該有価証券の引受けに係る有価証券が発行される日をいう。イ及びハ(3)において同じ。)の三年六月前の日以前の日である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券について、当該発行日前六月のいずれかの日(イ及びハにおいて「算定基準日」という。)以前三年間の取引所金融商品市場における売買金額(イにおいて単に「売買金額」という。)の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日、当該算定基準日の属する年(イにおいて「算定基準年」という。)の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額(取引所金融商品市場における時価総額をいう。イにおいて同じ。)の合計を三で除した額が百億円以上であること。

(2) 上場日が発行日の三年六月前の日後の一ヶ月前(前)の日以前の日である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除した額が百億円以上であること。

(3) 上場日が発行日の二年六月前の日後の一ヶ月である場合において、当該親法人等又は子法人等の発行済株券について、算定

証券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日における時価総額が百億円以上であること。

口
(略)

ハ 新株予約権付社債券（新株予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券がイに該当するものに限る。）

（一）若しくは社債券（新株予約権付社債券を除く。以下ハにおいて同じ。）又は投資法人債券であつて、その発行者が次に掲げる要件の全てを満たすもの

- (1) 当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類（法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。）(2)及び(3)において同じ。）を提出することにより発行し、又は交付された社債券又は投資法人債券（金融商品取引所において六月以上継続して上場されていたもの又は認可金融商品取引業協会によつて六月以上継続的に売買の価格若しくは気配相場の価格が公表されていたものに限る。(2)及び(3)において同じ。）について、算定基準日以前一年間の算定基準日以前一年間の取引所金融商品市場における売買高の総額が百億円以上であることは認可金融商品取引業協会によつて算定基準日以前一年間の売買高の総額が百億円以上であることが公表されていること。

- (2) 当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行

基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、当該算定基準日における時価総額が百億円以上であること。

口
(略)

ハ 新株予約権付社債券（新株予約権の行使により取得され、又は引き受けられることとなる株券がイに該当するものに限る。）

（一）又は社債券（新株予約権付社債券を除く。ハにおいて同じ。）であつて、その発行者が次に掲げる要件のすべてを満たすもの

- (1) 当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類（法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。ハにおいて同じ。）を提出することにより発行し、又は交付された社債券（金融商品取引所において六月以上継続して上場されていたもの又は認可金融商品取引業協会によつて六月以上継続的に売買の価格若しくは気配相場の価格が公表されていたものに限る。(2)及び(3)において同じ。）について、算定基準日以前一年間の取引所金融商品市場における売買高の総額が百億円以上であることは認可金融商品取引業協会によつて算定基準日以前一年間の売買高の総額が百億円以上であることが公表されていること。

- (2) 当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行

し、又は交付された社債券若しくは投資法人債券の算定基準日における券面総額又是振替社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条に規定する振替社債をいう。）の総額が二百と同じ。）若しくは振替投資法人債（同法第二百六十六条规定する振替投資法人債をいう。（3）において同じ。）の総額が二百五十億円以上であること。

(3) 当該発行者が本邦において発行日以前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券若しくは投資法人債券の券面総額又は振替社債若しくは振替投資法人債の総額が百億円以上であること。

二 株券等（株券、新株予約権証券、社債券、投資証券又は投資法人債券をいう。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社（第二百四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。）としてその引受けに係る発行価格（新株予約権証券にあっては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新株予約権付社債券にあっては利

率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあっては利率を含む。）の決定に適切に関与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。）

し、又は交付された社債券の算定基準日における券面総額又是振替社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条に規定する振替社債をいう。）の総額が二百五十億円以上であること。

(3) 当該発行者が本邦において発行日以前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又是振替社債の総額が百億円以上であること。

二 株券等（株券、新株予約権証券又は社債券をいう。）であつて、次に掲げる要件のすべてを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社（第二百四十七条第三号に規定する引受けに係る発行価格（新株予約権証券にあっては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新株予約権付社債券にあっては利

率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあっては利率を含む。）の決定に適切に関与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。）

く。)

- (1) 法第二十八条第一項第三号イに掲げる行為に係る業務を行つことについて法第二十九条の登録を受けていること。

- (2) 有価証券の引受けに係る業務に関する十分な経験を有すること。

- (3) 主幹事会社又は当該株券等の発行者（以下ニにおいて「主幹事会社等」という。）の親法人等又は子法人等でないこと。

- (4) 主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。（5）において同じ。）を保有していないこと。

- (5) その総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権を主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等が保有していないこと。

- (6) 次に掲げる者が、主幹事会社等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下(6)及び(7)において同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていること。

- (i) その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下(6)において同じ。）及び主要株主
(ii) (i)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び

- (1) 法第二十八条第一項第三号イに掲げる行為に係る業務を行つことについて法第二十九条の登録を受けていること。

- (2) 有価証券の引受けに係る業務に関する十分な経験を有すること。

- (3) 主幹事会社又は当該株券等の発行者（ニにおいて「主幹事会社等」という。）の親法人等又は子法人等でないこと。

- (4) 主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。（5）において同じ。）を保有していないこと。

- (5) その総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権を主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等が保有していないこと。

- (6) 次に掲げる者が、主幹事会社等の取締役及び執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。ニにおいて同じ。）並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を占めていること。

- (i) その役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。6において同じ。）及び主要株主
(ii) (i)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び

姻族に限る。)

(iii) 自己並びに(i)及び(ii)に掲げる者が、他の会社等（令第十

五条の十六第三項に規定する会社等をいう。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合

における当該他の会社等及びその役員

(iv) その役員であった者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人

(7) その取締役及び執行役並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を主幹事会社等についての(6)(i)から(iv)までに掲げる者が占めていないこと。

2
‐
4
五
‐
四
（略）

姻族に限る。)

(iii) 自己並びに(i)及び(ii)に掲げる者が、他の会社等（令第十

五条の十六第三項に規定する会社等をいう。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合

における当該他の会社等及びその役員

(iv) その役員であった者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人

(7) その取締役及び執行役並びにその代表権を有する取締役及び執行役の過半数を主幹事会社等についての(6)(i)から(iv)までに掲げる者が占めていないこと。

2
‐
4
五
‐
四
（略）